A_n　平成ｎ年度に建設に着手した第１種公営住宅（公営住宅法の一部を改正する法律（平成８年法律第55号。以下「公営住宅法改正法」という。）の規定による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「旧公営住宅法」という。）第２条第３号に規定する第一種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成ｎ年度都道府県営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　平成ｎ年度都道府県営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　平成ｎ年度都道府県営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　平成ｎ年度に建設に着手した第２種公営住宅（旧公営住宅法第２条第４号に規定する第二種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「平成ｎ年度都道府県営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　平成ｎ年度都道府県営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　平成ｎ年度都道府県営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

［略］

四　中学校費　教職員数

密度補正に用いる密度は、次の算式によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$\frac{B + C + D}{A \times 6{,}237{,}000}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

［新設］

A_n　ｎ年度に建設に着手した第１種公営住宅（公営住宅法の一部を改正する法律（平成８年法律第55号。以下「公営住宅法改正法」という。）の規定による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「旧公営住宅法」という。）第２条第３号に規定する第一種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「ｎ年度都道府県営第１種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の３に相当する額として総務大臣が通知する額

B_n　ｎ年度都道府県営第１種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

C_n　ｎ年度都道府県営第１種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

D_n　ｎ年度に建設に着手した第２種公営住宅（旧公営住宅法第２条第４号に規定する第二種公営住宅をいう。以下同じ。）のうち都道府県が管理するもの（以下「ｎ年度都道府県営第２種公営住宅」という。）に係る土地取得造成費の100分の４に相当する額として総務大臣が通知する額

E_n　ｎ年度都道府県営第２種公営住宅の戸数として総務大臣が通知する数

F_n　ｎ年度都道府県営第２種公営住宅の収入超過者入居戸数として総務大臣が通知する数

〔同左〕